

# 令和6年度 福島県立相馬総合高等学校 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜募集要項

福島県立相馬総合高等学校（本校舎）

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂 200 番地

電話 (0244) 36-6231

## 1 募集定員

全日制 総合学科

募集定員（200名）の30%程度とする。

## 2 出願資格

令和6年3月に対象となる中学校（相馬市立中村第一、中村第二、向陽、磯部の各中学校）を卒業する見込みの者とする。

## 3 併願の取り扱い

志願者は、本校の一般選抜にも出願することができる。

ただし、対象となる中学校を卒業する見込みの者は、本校特色選抜に出願することはできない。

## 4 募集区分

次のようにA型（スポーツ）・B型（芸術）・C型（教養）の募集区分を設ける。

### 【A型（スポーツ）】

これまで部活動もしくは外部のクラブチーム等の団体に所属して競技に取り組み、高校入学後は、その競技の運動部に入部して3年間継続し、学習及びスポーツ活動等何事にも意欲的に取り組む者。

《男子のみ》硬式野球部、サッカー部

《女子のみ》バレーボール部、ソフトボール部

《男子・女子》ソフトテニス部、テニス部、卓球部、弓道部、陸上競技部、柔道部、剣道部、  
バドミントン部、バスケットボール部

### 【B型（芸術）】

芸術系の文化部に入部して3年間継続し、学習及び芸術活動等何事にも意欲的に取り組む者。

《男女共通》吹奏楽部、合唱部、美術部、書道部

### 【C型（教養）】

地域の未来に関心を持ち、探究学習等何事にも意欲的に取り組む者。

## 5 出願に必要な書類及び出願手続き

(1) 志願者ごとに必要な書類

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9

時から午後4時までとする。

- ③ 連携型選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、連携型志願者名簿（様式連携2号）を添付する。
  - (3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。
  - (4) 出願方法  
対象となる中学校の卒業見込の者は、上記（1）の書類を、在学中中学校長を通して、本校校長に出願する。
  - (5) 出願期間  
令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
  - (6) 出願場所  
相馬総合高等学校（本校舎） 事務室

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。  
郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。  
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

## 8 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(様式前期3号の1)を添えて、在学中学校長を通して本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(様式前期3号の2)を在学中学校長を通して本校校長に提出する。
  - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書(様式前期4号の1及び前期4号の2)を交付する。
  - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が連携型選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届(様式共通7号)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(様式共通7号)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 連携型選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 10 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績、連携型面接及び連携型検査の結果を資料として、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

なお、全体の満点は800点とする。

### (1) 調査書

#### 【A型（スポーツ）】

「各教科の学習の記録」は体育を2倍することとし150点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は130点満点とし、合計280点満点とする。

#### 【B型（芸術）】

「各教科の学習の記録」は、入部希望部に応じて、音楽（吹奏楽部及び合唱部）、美術（美術部）、国語（書道部）のうちいずれか1つを2倍することとし150点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は130点満点とし、合計280点満点とする。

#### 【C型（教養）】

「各教科の学習の記録」は数学及び英語を4倍することとし225点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は65点満点とし、合計290点満点とする。

### (2) 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とし、各教科の配点を50点満点とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

ただし、C型（教養）については、数学・英語の2教科については傾斜配点により、得点をそれぞれ2倍とし、350点満点とする。

#### ① 日時

令和6年3月5日（火）午前9時～午後3時10分

#### ② 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

#### ③ 会場

相馬総合高等学校（本校舎）

(3) 連携型面接：集団面接を実施する。面接については段階評価する。

(4) 連携型検査：連携型検査については点数化する。

#### 【A型（スポーツ）】及び【B型（芸術）】

A型（スポーツ）及びB型（芸術）いずれの志願者についても、次の通り実技試験を行い、点数化し、270点満点とする。

#### 【C型（教養）】

地域の未来に関する小論文（800字以内 60分）を実施し、点数化し、160点満点とする。

#### 【A型（スポーツ）】

以下の内容の共通実技試験を、相馬総合高等学校（本校舎）の屋内体育施設で行う。

準備物	運動着（各中学校指定のもの）、屋内シューズ（各中学校指定のもの）
実施内容	反復横跳び、立ち幅跳び、30m走、握力

【B型（芸術）】

以下の内容の志願理由書に記入した入部希望部別実技試験を行う。

吹奏楽部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題演奏及び自由演奏を課す。</li> <li>・楽譜は各自で持参すること。</li> <li>・自由曲の作者名、曲目は、試験開始時に試験官に口頭で申告する。</li> </ul> <p>※楽器ごとの実施内容等については次のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽譜は見てもよい。</li> <li>・伴奏はつかない。</li> </ul>
楽器	準備物	実施内容
《管楽器》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。 フルート、オーボエ、ファゴット、B♭クラリネット、バスクラリネット、アルトサクソフォン、テナーサクソフォン、バリトンサクソフォン、トランペット、ホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ</li> <li>・譜面台は本校で準備する。</li> <li>・楽器は、各自で持参すること。</li> </ul>	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.34 スケール（長音階）No.6の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩≒120で演奏すること。 各楽器の演奏パートは、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B♭クラリネット、バスクラリネット、テナーサクソフォン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバで受験の場合 No.6（1）</li> <li>・アルトサクソフォン、バリトンサクソフォン、トランペットで受験の場合 No.6（2）</li> <li>・ホルンで受験の場合 No.6（3）</li> <li>・フルート、オーボエ、ファゴットで受験の場合 No.6（4）</li> </ul> <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>
《弦楽器》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演奏に使用する楽器は、コントラバスとする。</li> <li>・楽器、譜面台は本校で準備する。弓は各自で持参すること。</li> </ul>	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.35 スケール（長音階）No.11の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩≒120で演奏すること。</p> <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>
《打楽器》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。 スネアドラム、マリンバ</li> <li>・楽器、譜面台は本校で準備する。スティック、マレットは各自で持参すること。</li> </ul>	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）の演奏を課す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スネアドラムで受験の場合 p.15 ステップ4 3連音符 ♩=60で演奏すること。リピートなし。</li> <li>・マリンバで受験の場合 p.34 スケール（長音階）No.6（4） ♩≒120で演奏すること。</li> </ul> <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>

合唱部	<p>①コールユーブンゲンNo.3 1（a～eの中から、試験開始時に1曲を指定する）</p> <p>②選択曲</p> <p>次の3曲の中から1曲選択し、それぞれ指定された調で1番のみ無伴奏で歌う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 花（武島羽衣 作詞／滝廉太郎 作曲）ト長調</li> <li>2 夏の思い出（江間章子 作詞／中田喜直 作曲）ニ長調</li> <li>3 荒城の月（土井晩翠 作詞／滝廉太郎 作曲）ロ短調</li> </ol>
-----	---

美術部	鉛筆デッサン（60分、卓上静物）
-----	------------------

書道部	毛筆・硬筆（あわせて60分） ①毛筆 ・漢字（楷書） ・漢字仮名交じりの書（行書と平仮名） ②硬筆 ・ボールペン字 ＊紙とボールペンは本校で用意する。 ＊紙以外の書道用具一式、筆記用具は各自持参すること。
-----	--

## 11 学力検査及び連携型面接、連携型検査の日時及び会場

### (1) 期 日

- ① 令和6年3月5日(火) 学力検査
- ② 令和6年3月6日(水) 連携型面接・連携型検査

### (2) 受付時間

- ① 令和6年3月5日(火) 午前8時～午前8時30分
- ② 令和6年3月6日(水) 午前8時～午前8時30分

### (3) 受付場所

相馬総合高等学校（本校舎） 昇降口

### (4) 持参物

- ① 学力検査：受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、下足を入れる袋  
 （注）携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- ② 連携型面接及び連携型検査：受験票、上ばき、下足を入れる袋、実技試験に必要な準備物  
 ＊②については、志願者数により選抜が午後までかかることがある。その場合は中学校を通じて連絡するので、昼食を準備すること。

## 12 追検査等の実施

### (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

### (2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学中学校長を通して本校校長へ提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

- (3) 期 日 令和6年3月11日(月)及び3月12日(火)
- (4) 会 場 相馬総合高等学校（本校舎）
- (5) 日 程 両日とも、午前8時から午前8時30分まで受付をすること。

① 学力検査 令和6年3月11日（月）

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

② 連携型面接及び連携型検査 令和6年3月12日（火）午前9時から

※連携型面接及び連携型検査の日程は、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

- (6) 持参物  
3月5日の学力検査、3月6日の連携型面接及び連携型検査のものと同様とする。
- (7) その他  
インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

### 13 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に相馬総合高等学校（本校舎）で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表後に、受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

### 14 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い  
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
  - ① 追検査等の対象となる志願者  
一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式共通16号）を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（様式共通17号）を交付する。

一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者  
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い  
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。
- (4) 本要項に記載されていないことについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」で確認の上、本校に問い合わせること。